

遊佐町防災備蓄品購入支援事業（概要資料）

災害時の“自助“を強化するため、個人の防災備蓄品の購入に対して補助金を交付します。

○補助事業概要

①交付対象者・条件について

- ・申請者は町の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主に限る。
- ・世帯主及びその同一世帯に属する者全員が税等（国民健康保険税を含む）の滞納がないこと。
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・交付申請年度の3月末日までに必要書類を添えて実績報告書を提出することができること。

②購入補助対象物品

防災ヘルメット、備蓄食料（保存年限3年以上のものに限ります）、懐中電灯、防災ラジオ、非常用トイレ、非常用発電機、ポータブル電源等、個人の防災備蓄品（衣類を除く）

③補助金額

- ・防災備蓄品の購入に要した経費（20,000円以上、上限60,000円）の2分の1とし補助金の上限金額は30,000円（千円未満の端数は切り捨て）
- ・補助金の申請は、1会計年度につき1世帯1回までとします。

○補助金交付申請

- ・防災備蓄品購入支援事業補助金交付申請書（別紙様式第1号）に必要書類（見積書・カタログ等）を添付して提出してください。

※防災備蓄品の購入は、補助金交付申請後、町から補助金交付決定を通知しますので、交付決定日以降に購入してください。

○変更承認申請

- ・防災備蓄品の購入に要した経費に20%を超える増減が生じたときは、防災備蓄品購入支援事業補助金変更承認申請書（別紙様式第3号）に必要書類（見積書・カタログ等）を添付して提出してください。

○実績報告・補助金の支払

- ・防災備蓄品の購入が完了したときは防災備蓄品購入支援事業補助金実績報告書（別紙様式第5号）に必要書類（領収書等）を添付して提出してください。
- ・補助金の支払先は、申請者（世帯主）本人名義の銀行口座に限ります。

○様式

- ・防災備蓄品購入支援事業補助金交付申請書（別紙様式第1号）
- ・防災備蓄品購入支援事業補助金変更承認申請書（別紙様式第3号）
- ・防災備蓄品購入支援事業補助金実績報告書（別紙様式第5号）

遊佐町防災備蓄品購入支援事業のフロー

補助金交付申請書（別紙様式第1号）を用意する
（役場又は遊佐町ホームページ）

補助金交付申請書を記入する
申請用の添付書類（補助対象経費（購入予定金額）・内容等が分かるもの）を準備する
※見積書やカタログのコピーやインターネットのページのプリントアウトなど
※購入・発注は**必ず（変更）交付決定後**に行ってください。（交付決定前に購入したものは対象外）

申請書を提出する（役場危機管理係へ）
※交付条件に該当するかの確認

不交付理由を解消し、再申請

該当する

該当しない

交付決定通知書が届く

不交付決定通知書が届く

防災備蓄品の購入（発注）前に改めて、申請した内容（購入予定の防災備蓄品の内容や金額に増減がないか）を確認する

変更あり（20%を超える増減）

変更なし
（20%を超えない増減）

必要書類を添えて変更承認申請書（別紙様式第3号）を提出する
※当初申請と同様に変更内容の分かる見積書など

変更交付決定通知書が届く

変更交付決定日以降に購入

防災備蓄品を購入（発注）し、代金を支払う
申請年度の3月末までに必要書類を添えて実績報告書（別紙様式第5号）を提出する。
（役場危機管理係へ）
※領収書や申請者本人名義の通帳のコピーなど

指定の銀行口座へ補助金の入金